

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

児童虐待発生要因の解明と児童虐待への  
地域における予防的支援方法の開発に関する研究

（研究協力者報告書）

地域子育て支援センターにおける虐待予防的支援の実践について

研究協力者 橋本真紀 A市地域子育て支援センター（保育士）

**研究要旨**

本研究では、地域子育て支援センターの児童虐待予防のための社会資源としての可能性について検討した。研究方法は、事例研究とし、A市地域子育て支援センターで実施された集団援助プログラムの事例を通して考察した。結果、検討した3事例とも虐待や不適切な関わりが疑われる親子関係に変化がみられ、地域子育て支援センターにおいて児童虐待の予防的支援を目的とした援助プログラムの展開が有効である可能性が示唆された。

キーワード：子育て支援センター、虐待予防、集団援助プログラム

**A. 研究目的**

厚生労働省の報告によれば、地域子育て支援センター事業は、平成13年現在で全国に1791ヶ所設置されている。

そして、柏女ら（2000）の全国的な調査によれば、その実態は、乳幼児を中心とする地域の子育て家庭に対し集団的・支持的・情報提供的援助を行っているという報告されている。

実際に地域子育て支援センターにおける実践報告の内容の多くは、子育てサークルへの支援や、地域の市民との交流事業、遊び提供型の集団援助プログラム、自由来館制度（プレイルームの開放）などの取り組みである。このことから、地域子育て支援センターでは、健全育成の役割を担い、親の問題解決能力や親同士の自助機能、相互扶助力を高めることを主たる目的として、事業が展開されていると言える。

一方で、地域子育て支援センターには、多様な個別ニーズを持つ親子が来所していることも事実である。都市部の市町村では、0～5歳までの約80%を在宅養育児が占めると言われている。地域子育て支援センターは、その在宅養育児とその親が多く利用する施設である。そして、多くの地域子育て支援センターは、「遊び場」を提供しているため、親子とも来所することに抵抗が少ないと考えられる。それが故に様々な個別ニーズを持つ親子が来所する可能性もある。実際に様々なニーズを持つ親子が来所し、その多様さに職員も困惑しているという声も多い。

0～5歳までの在宅養育児とその親は、これまで保健所や保健センター以外の専門機関に関わることが少なかった。そのような中で、地域子育て支援センターは、0～5歳までの在宅養育児とその親の日常的な親子関係や行動を継続的に観察できる場所と専門職がいる施設である。しかも「遊び場」として気軽に利用できる利点を持つ。このように0～3歳までの在宅養育児とその親に日常的に関われる地域子育て支援センターの機能を、虐待の予防的支援の観点から再考する必要はないだろうか。徳永（2002）は、虐待の発生予防は、子育て支援を通して育児不安の早期発見、虐待予備軍の発見と支援を行うことであるとし、そこに虐待予防の視点がなければ単なる育児指導で終わってしまうことになる」と指摘している。

そこで本研究では、地域子育て支援センターを、虐待の予防的支援の資源としてより意図的に活用できないかという問題の起点にたち、その可能性についてA市で実施している集団援助プログラムの援助事例を通して考察したい。

## B.研究方法

A市地域子育て支援センターで展開している集団援助プログラムにおいて、子どもの発達や親子関係について個別に援助や配慮を実施した事例を抽出し、援助内容別に整理した。

またその中から援助を終了した3事例の経過を虐待予防の視点から分析し、地域子育て支援センターの援助の可能性について考察した。

なお、事例においては、プライバシー保護のため、一部改変し掲載している。

## C.研究結果

### ①集団援助プログラムの実施内容

A市地域子育て支援センターでは、表1に提示するような形式で未就園児とその親を対象とした集団プログラムを実施している。

プログラムの内容は、前半は、親子参加による遊びの紹介。後半は、同室ではあるが、親子分離で実施。内容は、子どもは保育ボランティアとの遊び、親は、「おしゃべりタイム」となっている。進行役は職員が行うが、職員が子育てについて話すような形態ではなく、テーマを持って親同士で話合うものである。

表-1 集団プログラムの開催内容

プログラム	対象年齢	開催形式	開催時間	定員	回数
ふれあいひろば	1歳～1歳半未満	1クール6回	AM10:30～12:00	10組	3回
あそびのひろば	1歳半～2歳未満	1クール7回	AM10:00～12:00	10組	3回
あそびのひろば	2歳～3歳未満	1クール7回	AM10:00～12:00	10組	3回

### ②実施結果

表-2は、平成11年度から平成14年度に実施された集団援助プログラムに参加した親子の内、配慮を要した組数である。4年間の参加組数の中で配慮を要する親子が占める割合は、26.5%となっている。

なお、職員の援助内容は以下の  
4点である。

- 1) 個別に毎回話をする。個別相談も有り。
- 2) ポイントを定め親子の姿を毎回観察する。
- 3) 必要に応じてプログラム中に個別に関わる。
- 4) 必要な専門機関を紹介する。

表-2 参加状況

年度	参加組数	要配慮組数 (%)
平成 11	97 組	16 組 (16.5)
平成 12	92 組	22 組 (23.9)
平成 13	105 組	36 組 (34.3)
平成 14	94 組	29 組 (30.9)
総 計	388 組	103 組 (26.5)

さらに、配慮内容の中で、親子関係もしくは、親への配慮を要したケース数と割合を表-3に示した。本研究においては、子どもの発達の遅れが疑われるケースも、親子関係に援助が必要な場合は、「親子関係への援助」に含めている。  
結果、要配慮ケースの内「親子関係への援助」が必要であったケースは、50.5%を占めていた。

表-3 個別対応

	要配慮数 (%)	親子関係 (%) への援助
平成 11 年度	16 (100)	7 (43.8)
平成 12 年度	22 (100)	13 (59.1)
平成 13 年度	36 (100)	16 (44.4)
平成 14 年度	29 (100)	16 (55.2)
総 計	103 (100)	52 (50.5)

### ③事例内容

#### 【事例 1】

◇家族構成 父親 30代、母親 30代、兄 5歳、本児（男児） 2歳

◇経過

本児と母親で集団援助プログラムに参加。

・本児の様子

#### 第1回～第3回

表情は固く、2歳児らしい活気がない。母親には抱かれたりするが、母親を求める様子もない。母親が言葉で行動を制止し、本児を抱こうとすると母親の顔を平手打ちするほど強く抵抗を示す。初回から机の下に潜り、他児も含め他者が近づくと威嚇するような奇声を発する。自分の領域を持っているようで、母親以外は近づけない。しかし、距離をあけて様子を観ていると他児の動きを視線で追っている。

#### 第4回

回数を経る中で、職員がさりげなく関わると言語指示も入り、応答関係は悪くないことが判明する。初回は活動に参加することにも抵抗を示していたが、この頃から徐々に参加するようになる。

#### 最終回（第7回）

他者が接しても威嚇するようなことはなくなった。人への警戒も感じなくなる。

・母親の様子

### 第1回

本児がかわいいと言う。そして本児が求めていないのに頻繁に抱こうとする。反面、本児が母親に抵抗を示すと、本児の顔に跡が残るほど強く叩く。

### 第2回

親子で叩き合いになることがあり、職員が止めに入る。周囲への配慮はみられない。

### 第3回～第4回

母親からスタッフには声をかけてくるようになる。また、他の親と話をしている時は、子ども接する時の暗い表情が一変する。一方で、子育てサークルなどは苦手であると話す。

### 第5～6回

子どもを叩く姿をみかけることは少なくなる。

#### ・その後の経過

子どもの姿の変化が明確になり、母親と他の親との関係が構築される中で母親自身にも変化がみられる。後日母親から実は子どもが好きではなかったこと。プログラムに参加した頃は、経済的に不安定な時期であったこと。子どもをきつく叱ることも多かったことが話された。さらに他の親子との来所が継続され、地域でも一緒に遊んでいることが報告される。その頃には、本児も職員に走り寄り抱擁を求めるようになっていた。

## 【事例2】

◇家族構成 父親 20代、母親 20代、本児（女兒）2歳、弟 0歳

◇経過

#### ・本児の様子

### 第1回

本児は、初回来所時から母親を求める姿がみみられない。一人で興味のある遊具に向かい遊んでいる。職員が関わると、理解や応答関係もよい。時々、弟に対して通りすがりに押し倒すなど、急に攻撃的になる。また他の親や職員など誰にでも警戒せず関わってくる。

#### ・母親の様子

### 第1回

弟を抱いて来所した母親の表情は固い。また第2子にも関わらず、抱き方に不慣れな印象をもつ。

### 第2回

弟は、軽い身体障害がある。そのため、近隣の人とは交流していないと、感情的に他の参加者の前で話す。弟のことは寝返りしても心配な様子。一方本児には制止する、叱る時以外に声をかける様子がない。母親が弟を抱いていると本児が寄ってきて抱っこを求める。しかし「ハイハイ…」とじゃまくさそうに笑顔も見せず抱き上げてすぐに降ろす。

### 最終回（7回目）

一方で最終回には、話しやすそうな他の親に、母親自ら連絡先を交換して欲しいと申し出る姿が見られた。

#### ・その後の経過

プログラム終了後、本児と母親を含め、気の合う参加者同士でグループが出来、一緒に公園や地域子育て支援センターのプレイルームを利用する姿が見られる。しかし、数ヶ月

後、他の親から「母親が本児をきつく叱っていることを見かける。母親自身もそのことを悩んでいるようにも見え、心配である」と地域子育て支援センターに相談がある。福祉事務所に報告し、緊急性が認められないと判断される。そこで、市保健センターと連携しながら母親にカウンセリングの利用を勧奨した。また相談者に、母親を誘って地域子育て支援センターのプレイルームを利用してもらうよう依頼する。数ヶ月来所が継続する。その中で職員が母親の日常的な子育てのしんどさや不安を聴くという対応を実施する。また、一時保育など保育サービスの利用を勧奨する。その後、近隣の幼稚園の2歳児クラスを利用したことが契機となり、近隣の人との交流も始まったと報告があった。

### 【事例3】

◇家族構成 父親 30代、母親 30代、本児（女児） 2歳

◇経過

保健師の勧めがあって参加したとのこと。

・本児の様子

#### 第1回

職員が他児と遊具で遊んでいると他児を押しつけて、遊び始める。遊びへの意欲はあるが、注意力は低い。単語も殆どなく、他児の遊具を取ったり、叩く、噛むなどの攻撃行動が見られる。ふれあい遊びには関心を示さないが、新聞遊びなど感覚的、破壊的な遊びには関心を示し、15分くらいは継続して参加している。

#### 第4回

自分の名札を見つけて左胸を叩き付けてくれるよう要求する。

#### 第5回

本児は、歌遊びにも参加し、名前呼びも母親の膝に座って手を上げて答える。

・母親の様子

#### 第1回

他児の腕に歯型が見つかる。本児が噛んだかどうか判明していない時点で、母親は「この子かも」と本児を廊下に連れだし、激しく叱責している。帰宅時に母親は涙目になりながら「この子にはまだ無理でした」と話す。

#### 第2回

2回目以降も「言葉が出ない」、「他の子と遊べない」、「他の子を叩く」と訴える。他児に危害を加えないか心配しているため、母親は落ち着いて母親同士の話合いに参加できない。

#### 第3回

「他の所で言葉の遅れを指摘されてから自分のせいかと思い、厳しくしたり、逆に全てを許すようになったり、一貫した姿勢で子育てに取り組めなかった」と話す。

#### 第4回

母子関係に変化が見られる。スタッフが母親に名札のエピソードを告げると、母親は嬉しそうに「この子は他の子と違うと思っていたが、安心した」と話す。

#### 第5回

母子関係に緊張感がなくなり、子どもの変化を喜んだ母親が笑顔で本児を褒める姿が見ら

れた。

### 最終回（7回目）

本児はいくつかの 2 語文を話す。母親は、「家族からも本児の変化を認められた。またプログラムに参加して違う視点で子どもを観ることができた」と語る。

#### ・その後の経過

プログラム終了後、他の参加者から紹介された子育てサークルに参加したとのこと。後日来所したおり、以下のような親子の姿が観られる。帰宅時に本児が遊具を持って帰ると話さない。母親は帰宅の用意をしながら、「お母さんがずっとみていてあげるから、片付けてきて」と優しく声をかける。実際に用意の手を止め、本児を見つめる。本児はしばらく母親の前で抵抗していたが、自ら走って遊具を片付け、母親の元に走って抱き付く。母親が本児の体を軽く叩きながら「できたね」と言っている。

母親にこのやり方をどこで学んだのかと尋ねた。他の親がしているのをみて模倣したところ、本児がそれに応えたので、取り入れたとのことであった。

## D. 考察

小林（2002）によれば、虐待の援助は、「まず援助者が親の相談相手になることで社会的孤立をなくし、その信頼関係を軸に社会資源を総動員して親のストレスを軽減し、子どもの健康問題を親に負担をかけずに改善させ、これらの援助で親に余裕ができた時に、親の育児を変える働き掛けが可能になる」という。整理すれば、以下ようになる。

- 1 段階…専門職の個別的な援助による孤立感の軽減
- 2 段階…社会的資源の利用による親のストレスの軽減
- 3 段階…子どもの健康問題を親に負担をかけずに改善
- 4 段階…親の育児を変える援助

この小林による虐待援助の視点を手掛りとして集団援助プログラムの効果を考察したい。

### D-1 虐待の早期発見

1 点目としては、通告ではなく仲間への「心配」として虐待の情報を入手できた事実に注目したい。事例 2 では、他の参加者から職員に伝えられた母親への「心配」が実際の援助に繋がっている。またこのような「心配」は、通告と異なり、相談者も仲間として当事者を支えるなどの援助に繋がりやすい。実際に事例 2 も、相談者が母親を誘ってプレイルームに来所したことにより、プログラム終了後も継続して職員が親子に接触し、援助することが可能となった。虐待などに関する相談が地域子育て支援センターに入って来ることは、集団援助プログラムでも有り得る。しかし、集団援助プログラムでは、職員と親、親と友人、友人と職員という 3 者の関係性が互いに認知できる。そのため一定の配慮を講じれば、その関係を援助に活用することが可能となる。

### D-2 他者をつながる力の回復

職員の援助内容に記したように、親子関係や親子の姿に援助が必要と感じた時は、職員は可能な限りプログラムの前後に個別に声をかけている。個別相談もあるが、通常は日常的な話題であることが多く、子育てへの助言は極力避けている。これは、小林のいう援助

者が親の相談相手になることで社会的孤立をなくすという段階にあたるであろう。

そして小林によれば、職員との関係を軸とすることで次なる社会資源を利用し、ストレスの軽減が可能となるという。実際に本事例の場合は、母親がグループの他の親と関係を深めたり(事例2)、子育てサークルに加入する姿がみられた(事例3)。最終的に、事例1、2、3では、居住地域において自らの力で人間関係を広げ、「孤立」や「不安」から脱するという結果を得ている。

地域という対象の見えにくい中で、親が乳幼児を抱えて仲間やつながりを作ることは容易ではない。特に各事例のように親としての自尊心が低い親や、育児に疲れている親が、他者とのつながりを求め、積極的に行動することは少ない。そのような時、集団援助プログラムは、対象が限定され、安全が保障されたグループの中で人と繋がる「練習」を行うことが可能となる。

虐待予防や再発予防を目的としたグループワークは既に保健所などで開催されており、その取り組みなども報告されている(中坂1998)。それらのグループは、参加者への配慮からも、物理的、心理的に地域とは離れた「場所」で開催されることが多い。このような地域との距離感は、よりハイリスクなケースでは必要と考えられる。

一方で育児の不安や負担感による子どもへの不適切な関わりがみられるケースでは、次の展開として「地域の人とのつながり」が必要となることが予想される。事例のように他者とのつながりが持てれば、親同士の相互扶助の中で、親の孤立感がより軽減され、子育てに取り組むことが期待できるようになる。このように初期には専門職の援助が必要であっても、徐々に他の親と繋がるのが期待できる親への支援においては、地域子育て支援センターのように、地域にある施設を利用することで、次への展開が容易になると考えられるのである。

### D-3 親子関係の変化

3つの事例に共通するのは、親子の姿や関係の変化である。特に事例3では、親子関係の変化が顕著に現れている。事例2においては、親子関係が良好になったとは言えないまでも、母親が他の親とのつながりを求めて自ら行動している。さらに事例1では、初回来所時の子どもの様子は、発達の遅れが疑われる程であった。しかし、4回目から子どもの姿に変化がみられ、プログラム終了後にはその疑いが払拭されている。

### D-4 子育て技術の獲得

事例3においては、子育てに関わる他の親の技術を取り入れ、その実行に至っている。これは、小林の「親の育児を変える援助」と言える。

この他の親の技術を取り入れるという行為は観察学習と言える。観察学習における報酬度や優位性以外の重要な変数は、モデルと学習者の類似性である(Mazur1999)という。つまり、親にとって子育ての技術は、保育士などよりも身近な他の親からの方が取り入れ易いこともあると考えられる。

このような他の親から子育ての技術を学ぶという行為は、育児の不安や負担感を持つ親子だけを対象としたグループでは得にくいものである。つまり、育児の不安や負担感を感じるケースへの援助を目的としたグループでは、その環境設定において、健康な親から技

術を学ぶということも考慮したメンバー設定が必要であろう。

また、保健所などで実施される虐待者を対象としたグループと、育児の不安や負担感を感じる親を含めた一般の親グループでは、小林が示す援助過程の進行速度が異なることが予想される。ハイリスクケースでは、各段階の援助を丁寧に実行することが求められる。

一方、育児の不安や負担感を感じるケースでは、本研究の事例にみるように、「個別援助」から「他の社会資源とのつながり」、「育児技術の獲得」までが短期間で、また並行的に進行することも有り得る。次の援助を重複して提供できる環境の設定が必要と考えられる。

以上、小林（2002）が示す虐待援助の過程が、地域子育て支援センターの集団援助プログラムにも確認され、虐待の予防的支援になり得る可能性が考察された。さらにA市の集団援助プログラムに参加した親子の26.5%が何らかの配慮を要し、その内50.5%が親子関係に援助を要していた。そのことを考慮すれば、今後は、地域子育て支援センターにおける虐待の予防的支援を指向したプログラムの展開も必要と考えられる。

但し、現状の中で地域子育て支援センターの集団援助プログラムが対象とするのは、事例のように一時的に不安が高くなったようなケース、親の精神面への配慮を要しないケースと言える。それ以上のハイリスクなケースを、地域の「遊び場」として多くの親子が利用する施設が対応するのは危険である。このことは十分に留意したい点である。

最後に、地域子育て支援センターにおける虐待の予防的支援のその有効性を実証するための手順として以下を挙げておきたい。

まず、地域子育て支援センターにおける虐待予防支援の対象となる親が、0～3歳までの親の中でどのくらいの割合を占めるのか、実態の把握が必要である。

またその不安感や負担感の要因を分析する中でカウンセラー、ケースワーカーなどによる個別援助の必要な層、再発防止を目的として保健所などで開催されるグループの対象となる層、地域子育て支援センターなどの予防支援的な集団援助プログラムへの参加が可能な層が、より明確になると推察される。これは、原田らによる「子育て中の親の悩みやニーズに関する調査」研究の結果を待ちたい。

さらに本研究のような事例から親や子の姿や親子関係の変化に影響を与えた要因を分析し、虐待の発生予防を支援するプログラムの開発とその実施と検証が課題として挙げられる。

## E. 結論

これまで地域子育て支援センターは、健全育成に焦点が当てられていたことから、結果として虐待予防になるという期待はあっても、虐待予防を意識して職員がプログラムを展開することは少なかった。

しかし、A市地域子育て支援センターの集団援助プログラムの援助事例から、地域子育て支援センターにおいて虐待の予防的支援を目的とした援助プログラムの展開が有効である可能性が示唆された。今後は、地域子育て支援センターにおける虐待の予防的支援を指向したプログラムの開発と展開も必要と考えられる。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

#### 単著

- ・「M市ファミリー・サポート・センターの現状と役割 - 住民参加型福祉に対応できる保育士養成に向けて -」保母養成 Network 1997.第2巻 第1号

#### 共著

- ・「保育所における子育て支援対策の現状と保母養成の課題 - A市の公立保育所における育児相談事業を事例として -」保母養成 Network 2000.第5巻 第1号
- ・「行動療法しつけ指導事業」育ちゆく子ども - 予防・指導の実践と研究IV - 1996 第4号

#### 2. 学会発表

##### 単独発表

- ・「ファミリー・サポート・センター会員の意識と今後の課題 - M市ファミリー・サポート・センター会員の意識調査から -」日本保育学会第53回大会 2000.5.27.
- ・「地域子育て支援センター職員の専門性に関する一考察 - 従来型の地域子育て支援センターにおける実践から -」日本保育学会第54回大会 2001.5.27.

##### 共同発表

- ・「保育所における子育て支援対策の現状 - A市の公立保育所における育児相談事業を事例として -」日本乳幼児教育学会第6回大会 1996.11.23.
- ・「夜尿」に対するグループ処遇 / 「親と子のふれあい講座 - おねしょ版」報告 2 日本夜尿学会第12回 2002.7.

#### 参考文献

- 1) ジェームズ・E・メイザー (磯 博行他訳)「メイザーの学習と行動」ニ瓶社 1999
- 2) 柏女霊峰・山本真実他「保育所実施型地域子育て支援センターの運営及び相談活動分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第36集 日本子ども家庭総合研究所 2000
- 3) 小林美智子「親子関係と虐待」『小児保健研究』第61巻 第3号 P405-409
- 4) 中坂育美「母と子の育児グループによる虐待予防の試み」『保健婦雑誌』Vol.54 No.8 1998 P631-634
- 5) 徳永雅子「保健機関が行う子ども虐待予防について」『月刊福祉』11月号 2002 P38-41

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

児童虐待発生要因の解明と児童虐待への  
地域における予防的支援方法の開発に関する研究

（研究協力者報告書）

オーストラリア児童虐待防止システムに関する動向  
ービクトリア州の対応例報告を通してー

研究協力者 中川千恵美 大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科

**研究要約**

本報告では、オーストラリアの社会状況に触れ、オーストラリアの児童福祉制度の動向とオーストラリアの児童虐待に対する対応システムを、関連する文献、関連資料、報告書のレビューを通して、説明する。そしてオーストラリア虐待対策の現状と課題に触れ、ビクトリア州における虐待の発生予防に関する研究や取り組みを紹介し、今後の日本における虐待予防に関する検討事項の考察を試みた。

研究成果として、オーストラリアの虐待防止システムとビクトリア州の対応例から、次の2点を今後の日本の児童虐待防止対策として検討するポイントとして再確認した。

第1に予防的家族支援方法の検討である。これは、ビクトリア州の虐待対応システムの基本サービスの第一サービスにも、家族支援や親教育を取り上げていた。こうした方針の背景には、児童保護専門家の報告書や提言から、親が親の責任に対処していない状況に関係していることを認識した指摘をしているからである。ハイリスク児研究においても、親に注目し、親に対する現行のプログラムやアプローチの効果を検討している。

第2に専門職と研究者によるリスクアセスメントの導入活用である。ビクトリア州では1999年に第2版で作成したVRF (Victoria Risk Framework) を基に児童養護専門職が通告以降関与した児童の危険度を分析するために、リスクアセスメントを導入している。ワーカーがハイリスクの状況下にある子どもを識別し、どのサービスが当該児童と家族に必要なか決め、決定の根拠を書類・データ化、対応に一貫性を提供する構造化したリスクアセスメントツールの導入が求められている。この点は日本でも虐待分析のアセスメント・ガイドラインが研究、導入されている現状で、そのアセスメントツールの妥当性等、オーストラリアの動向も参照し検討していけるのではないかと、考える。

キーワード：オーストラリア児童虐待防止システム、予防的家族支援方法、ハイリスク児研究、VRF (Victoria Risk Framework)

## はじめに

オーストラリアの社会福祉の制度や社会保障については、着実に注目を得て研究がなされている。(1)(2)(3)(4)近年では、LDC（ロングディケアセンター：日本の長時間保育所）における認定システム（Quality Improvement and Accreditation System）と補助金給付とを連動させた制度を世界で初めて導入したことである。(5)こうした認定システムを世界で始めて導入し保育サービスの量的拡大にとどまらず質的充実を重視している。筆者自身もオーストラリアの親支援プログラムへの関心を持ち、研究を続けている。(6)(7)

オーストラリアは、被虐待児童の危険度を判定する客観的指標であるリスクアセスメント・モデルを開発し、わが国のモデルの一つとなった国であり、虐待の発生予防のための子育て支援や被虐待児童の保護において先進的な取り組みを行っている。

## A. 研究目的・方法

本稿では、オーストラリアの社会状況に触れ、オーストラリアの児童福祉制度の動向とオーストラリアの児童虐待に対する対応システムを説明する。そしてオーストラリア虐待対策の現状と課題に触れ、ビクトリア州における虐待の発生予防に関する研究や取り組みを紹介し、今後の日本における虐待予防に関する検討事項の考察を試みる。

研究方法は、オーストラリアの児童福祉・虐待システムに関連した文献、関連資料、報告書のレビューをし、整理した内容を以下に記述する。

## B. 調査結果

### B-1. オーストラリアの人口動態・社会状況

日本の面積 30 倍を有するオーストラリアの人口は、2002 年 1 月現在で約 1950 万人である。生活様式は、国民の大多数の出身地である西欧を反映していますが、多数の移民を受け入れている多民族・多文化国家でもある。現在国民の約 76% がオーストラリア生まれ。その他数多くの国で生まれた人々がオーストラリアの人口を構成している。(8)

合計特殊出生率の動向では、92 年(1.89)以降減少傾向に向かい、98 年には過去最低の 1.76 を記録した。オーストラリアは中位的な出生率といえるが、近年着実に出生率を下げ続けている段階にある国であり、この点で日本とオーストラリアは共通している。日本と同様、オーストラリアにおいても、少子・高齢化、核家族化が進行するとともに、離婚率が上昇している。また、児童を抱える 240 万世帯の内、21% がひとり親世帯となっている(1997 年)。

さらに、女性就労、特に既婚女性の就労が急増しており、就労と子育ての両立支援、離婚の増加に伴うひとり親世帯への児童養育支援が重要な課題となっている。また、多民族国家であるオーストラリアでは、先住民のアボリジニなどのマイノリティに対する考慮と非英語圏からの移住民が多い国である。その出身国によって文化、宗教、教育水準などは多様であり、そうした多民族国家であることも、重要な課題である。

### B-2. オーストラリアの児童福祉の動向

オーストラリア連邦憲法は「福祉」を地方自治体の権限事項としているため、福祉に関わるサービスは基本的には各州・準州が制定する法律に依拠している。

オーストラリアにおける児童福祉政策は、子どものいる家族への所得補助と児童保育・養護サービスの提供を中心に展開されている。前者は、親の養育費の負担軽減を図ることを目的とする家族手当、養育手当などの支給であり、後者は、親の仕事や個人的な理由により保育の必要のある児童、児童虐待や育児放棄に脅かされている児童に対する保育・養護サービスの提供である。オーストラリアにおける児童の保育・養護サービスは、児童サービス(Children's Service)と児童福祉サービス(Child Welfare Services)の内容に分けられている

(9)。

#### 1. 児童サービスについて

このサービスに関するプログラムは保育(Child Care)に関連する内容が中心となっている。母親の労働力への参加を促進する目的で制定された1972年の保育法(Child Care Act 1972)は連邦の法律であり、全国的なサービスの基準作成や実施計画の策定、予算措置による州・準州の行うサービスの実施に必要な財政的分担は連邦政府の責務とされてきた。それ以後1983年Children's Service Program =CSP(児童サービスプログラム)が提唱され、ニーズベースによる計画的な保育サービス提供の実現を目指した。このCSPに基づいて1988年The National Child Care Strategy(全国保育拡充戦略)、1994年The 1994 New Growth Strategy(新規拡充戦略)が展開され、これらは働く女性-母親増加への対応と言える。加えて志田(9)が指摘するように、オーストラリアでの保育サービスプログラムの急速な数的な拡大は、保育サービスの「質」的な問題にも同時に対応していく事につながった。

#### (2)児童福祉サービスについて

ここでは主に児童の養護問題に関して適切な養育がなされない家族の問題を改善・克服する内容である。児童虐待や遺棄の発生や再発から児童を保護する事を目的としている。さらに、社会保障制度を媒体とした児童を抱える世帯に対する所得補助、児童保護協議会(National Child Protection Council:以下NCPCと略す)の設置と児童保護戦略(National Protection Strategy)の展開、家族サービスを行う非政府組織に対する資金助成なども連邦政府の所掌事務とされている。また、1999年には、ハワード首相が「全国家族戦略」(National Families Strategy)の展開を発表し、ライフサイクルに応じた家族支援が重点的に行われている。保育サービスと一人親家庭サービスの内容については、(10)の文献に実情に即して、わかりやすくまとめられているので、参照されたい。

### B-3. オーストラリアにおける児童虐待防止システムについて

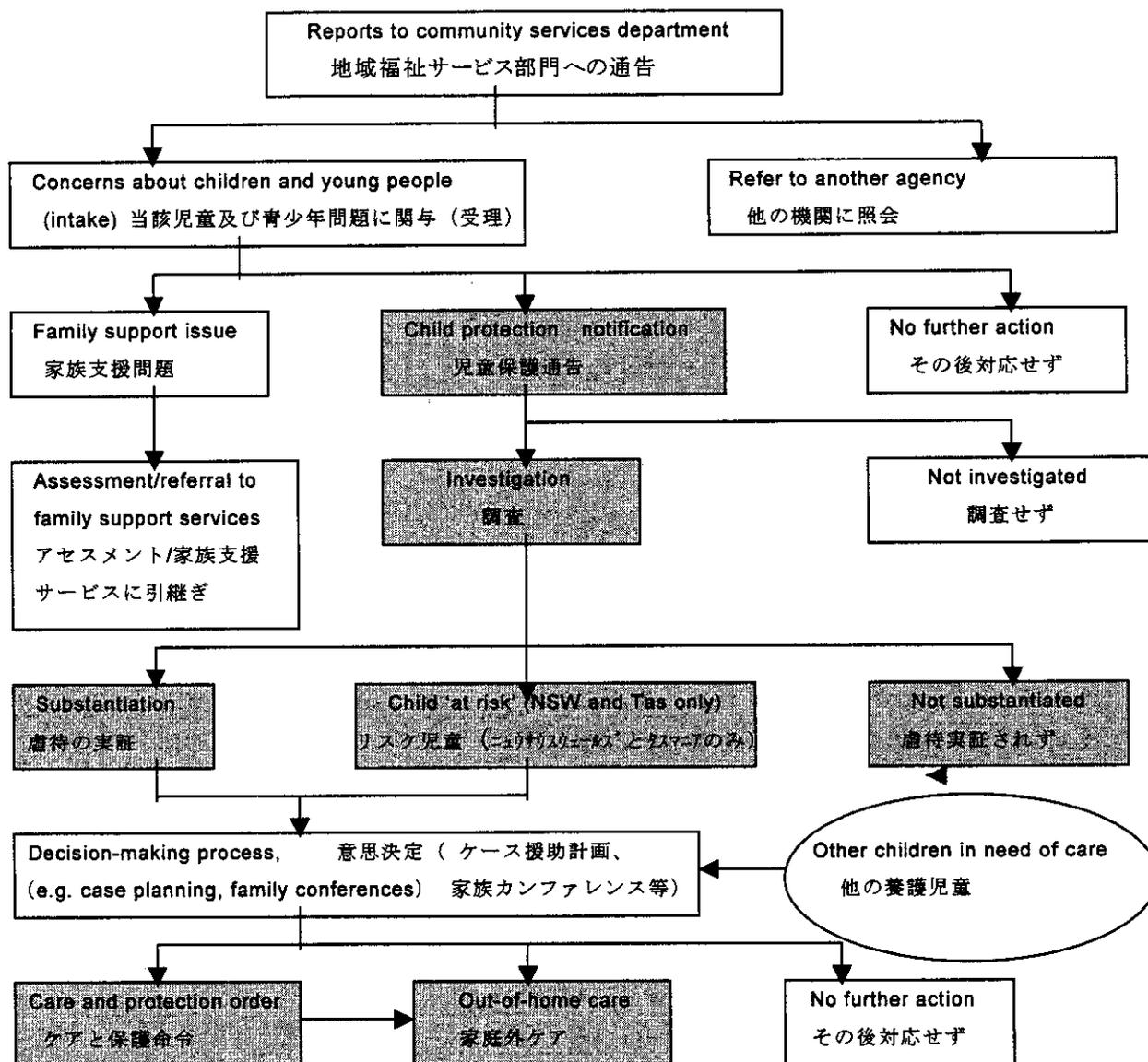
#### 1. オーストラリアにおける児童虐待防止システムの概要(11)

オーストラリアの児童虐待制度は、基本的に各州や準州が定める法律に基づいている。そのため州や準州によって制度的枠組みや考え方、実際の対応の仕方も異なっている現状である。しかし、児童の権利条約の批准及び国際家族年を契機として、児童虐待問題への対応がクローズアップされるようになった。児童虐待問題における連邦としての各州間の情報交換が毎年“Child protection Australia”に報告されている。全国的には例えば「全国児童虐待予防戦略(National Prevention Strategy)」、「全国家庭福祉戦略(National Family Strategy)」等の基本的な政策に従って、全国的なサービスの規準作成や実施計画の策定、州や準州への補助金等の交付等を行っている。児童虐待に関連する連邦レベルの法律では「家族法補足法(Family Law Act 1975)」がある。

1991年には児童保護協議会(NCPC)を設立し、虐待の予防、調査、コミュニティの教育の促進等を図ってきた。NCPCは、虐待の発生予防や対応方策等を盛り込んだ全国レベルの一元的な取り組みの推進の一翼を担っている。

虐待の通告やその後の対応に関する基本的な枠組みは連邦の法律である家族法補足法(Family Law Act 1975)に依拠している。前述のように、具体的な対応は各州や準州の規定に基づき行われている。各州間で対応に若干の違いはあるが、被虐待児童の発見から保護までの流れは概ね共通している(図1参照)。(10)(11)

図1 “Child protection Australia 2000-01”, Australian Institute of Health and Welfare P3



## 2. 児童虐待発見から保護までの過程

タスマニア州では、虐待の有無は実証されなかったけれども、過去の虐待や将来虐待の発生の可能性を疑うに足りる合理的な理由のあるケースを「リスク児童」として統計上計上している。

### (1) 要保護児童の地域福祉サービス部門への通告

児童虐待やネグレクトを含む要保護児童については、西オーストラリア州を除きすべての州や準州において地域にある福祉サービス部門 (Department of Community services) への通告 (report) 義務が課せられている。この通告義務は、ほとんどの州や準州では特定の専門家のみに課せられているが、北部準州では国民一般に課せられている。連邦の法律である (Family Law Act 1975) では、家庭裁判所のスタッフは通告を課せられている。加えて警察・保健サービス機関や教育機関関係者も子どもの不適切な養育に関する通告責任を担っている。ほとんどの州や準州において、通告義務不履行に対する罰則規定が設けられている。これら通告の対象となるケースは、虐待のみならず広く経済的問題や社会的孤立なども含まれる。

### (2) 調査

通告を受理した地域にある福祉サービス部門は、当該ケースに対する機関・組織の関与

の適否を判断する。ケースによっては、他の機関に照会・送致する場合もある。

地域福祉サービス部門による関与が適当と判断されたケースでは、当該ケースが家庭支援サービスの対象であるか正式な児童保護通告（notification）対象であるかを決定する。児童保護通告の対象とするか否かは州によって違いが出てくる。家庭支援サービスの対象とされたケースではより詳細な調査を経て家庭支援部門に引き継がれる。

児童保護通告の対象とされたケースでは、調査を行うことの妥当性や可能性、調査を行わずに里親サービス部門や医療機関等の他機関に引き継ぐことの妥当性を判断する。調査においては、地域福祉サービス部門は児童の危険性に対するアセスメントを行った後、当該ケースが虐待実証ケースであるか否かを判定する。虐待実証ケースであるか否かを判断する基準は、州や準州により相違がある。なお、各州、準州とも、児童虐待対応における警察の責任を明記しているが、責任の範囲は各州、準州によって違いがある。

### (3) ケア・保護命令

地域福祉サービス部門は、その援助過程のいかなる時点でも子どもへの援助や保護命令について、関係する裁判所に申立てを行う権限を有している。裁判所への申立ては通常最終的な手段である。家族が指導やカウンセリングを拒否している、課題解決のための方法をすべて使い切った場合、子どもを家庭から引き離す上で法的権限が必要な場合などに初めて申立てが行われる。州によっては、親子分離を行う場合はすべて裁判所による命令を義務づけているところもある。

州や準州により政策及び対応が異なり、その変遷にも差異があるが、虐待対応システムにおいてほぼ共通したものとして、(10)の報告では以下の5点を挙げている。① 児童の権利条約を踏まえた児童の意見表明権の尊重② 親子の再統合に向けた家族援助及び予防的援助の重視 ③ 里親等の家庭的養護、とりわけ家族内養育の重視 ④ 意思決定への家族の参加⑤ 先住民族への配慮である。

## B-4 ビクトリア州の児童福祉動向

ビクトリア州内の福祉組織構成は以下の通りである。Department of Human Services(以下 DHS と省略)というヒューマンサービス機関があり、その中 Community Care Division(12)(コミュニティ ケア部門;以下 CCD と省略)という組織が福祉サービス実践機関として位置付けられる。その中に Branches: サービス部署(課)として3つに分かれている。それらは Child Protection & Juvenile Justice Family & Community Support Research Budget and Program Support である。ここでは児童虐待に関連する Child Protection & Juvenile Justice 部門の業務内容を中心に説明する。

### 1. Child Protection & Juvenile Justice (著者訳: 児童養護と青少年育成)部門について

この部署において児童保護および青少年保護は、傷つくこと、虐待、放任の危険にある青年と児童の安全性と福祉をよりよく保証するために機能する。つまりビクトリア州の児童虐待サービス、ケアを要する児童・青年への収容やサポートサービスや里親や永続的ケアと青少年育成サービスを統括している。以下の具体的な内容を含めた援助や諸サービスは、地方事務所、青少年トレーニング・センターおよび資金が提供された機関のネットワークを通じて提供される。

・児童虐待の実証、・虐待された子どもおよび若い人々のためのケース・マネジメントおよび支援活動、・防止措置および支援活動、・家庭ベースと施設のケア、・里親および永続したケア(地元の里親、田舎内の里親、および里親情報および支援活動)、・法廷への勧告準備、・コミュニティに基づいたスーパーバイズと保管的なスーパーバイズ等の援助である。

### 2. Family & Community Support (家族と地域支援)

この部門では、子どもの発達上の問題、parenting(親教育、親支援)をも含めた家族や個人そして地域の支援に対する福祉サービスの方針策定、一連の予防や介入プログラム開発に関連した

内容に対応している。この Family & Community Support 部門は、以下のユニット(課)から構成されている。Early Years Program-Early Childhood Services(早期プログラム-乳幼児期サービス)、Pre-school Enhancement(就学前サービスの充足)、Family and Individual Support(家族と個人への支援)、Community Building Unit(地域構築ユニット)である。

### 3. Research Budget and Program Support Branch

以下のユニットから構成されている。Concessions(州が与える許可、特権)、Child Death Inquiry Unit(児童死亡調査ユニット)、Divisional Support Unit(部門支援ユニット)、Budget and Program Support Unit(予算とプログラム支援ユニット)、Information Management Unit(情報管理ユニット)、Research and Web Services(調査研究とホームページサービス)である。

ビクトリア州に限ったことではないが、福祉の各サービス内容や研究報告がホームページで公開されている。オーストラリアという広大な領土と人口比率等の国内事情にもよるのであろう。各州での公民問わず福祉情報伝達・広報手段としてインターネットの普及と活用には、筆者自身驚いたが、私自身その情報を活用できたし恩恵を受けた点からも、注目している。

## B-5 ビクトリア州の児童虐待への対応システムについて

ビクトリア州では、CCD の中で、Child protection Juvenile justice(児童養護青少年育成)部門が児童虐待に対応している。Web サイトで、児童虐待の責任は、家族とコミュニティーおよび政府の間で共有される、と位置づけている。虐待に対応するシステムには、以下の3つの内容がある。最終目標である児童虐待と放任を防止には、各サービスの対応が連携を持つことで最も有用に作用する。ビクトリア州の基本的な虐待対応は“Children and Young Persons Act 1989”法に準拠している。

### 1. 基本サービスシステム

#### (1) 第一サービス

第一のサービス目標は、問題が生じる前に、子どもと家族に支援と教育をすることである。多くの場合、第一サービスの意義は、虐待と放任の発生予防となる。第一サービスは住民全てに提供され、よろず相談、母子保健サービスおよび学校での人間関係教育などの実施を含んでいる。暴力、子どもの権利および体罰に対するコミュニティーの姿勢は、児童虐待に関する対応に影響を与える。コミュニティー教育および意識プログラムは、虐待への代案に関して住民を教育することに取り組み、暴力への社会的態度の変更、家庭内暴力、銃器所持取締法のような問題に関するコミュニティー討論を促進することなどを重視する。

#### (2) 第二のサービス

第二のサービスは、家庭崩壊および(または)児童虐待に至らしめている親に対する個人・社会ストレスを明らかにし、それらを減少するプログラムを提示する。家族を支援し、それらが著しい問題を克服するのを支援する、多くのコミュニティー単位の機関や組織がある。サービスは在宅での家族支援、カウンセリング、一時預かり、様々な parenting(親支援プログラム教育)および自助グループを含んでいる。

#### (3) 第三のサービス

第三のサービスは、児童虐待を受けている人達に対して、その問題が継続しない様に対応する。これらは、児童保護の通知に対応し法令に基づく子ども保護であり、家庭で生活することができない子どものための措置サービス、Centres Against Sexual Assault(性的虐待対策センター)等の治療サービスを含む。

### 2. サービスの実際

#### (1) 即座の援助

命に関わる場合は、ビクトリア警察への電話を指示している。さらに即座に子どもの安全が重要である場合、After Hours Child Protection Crisis Line(数時間後の児童保護ホットライン)

の電話番号が明記してある。もちろんこの電話は、ビクトリア州のどこからでも無料でかけられ、無休の24時間対応である。さらに虐待の通告に関する連絡先がProtective Services Contact Listとして地区ごとに一覧表示されている。

(2)利用できる情報

Webサイト上で、虐待についての情報(定義、虐待対応システム、質疑コーナー、リンクサイト、統計資料、関連する報告及びビクトリア州法律)等が掲載されている。

図 2:ビクトリア州 1992/1993 から 2000/2001 の身体的虐待及び性的虐待における通告・調査・実証件数

年	通 告		調 査		実 証	
	身体的虐待	性的虐待	身体的虐待	性的虐待	身体的虐待	性的虐待
1992/93	3708	2450	2651	1679	1118	577
1993/94	8692	4093	4552	2419	1824	680
1994/95	7852	4048	5011	2060	2138	665
1995/96	6979	4368	4338	2226	1889	663
1996/97	7616	4074	4422	1924	1889	555
1997/98	7787	4480	4408	2031	1963	607
1998/99	9246	4466	4624	1878	2145	533
1999/2000	8736	4128	3952	1621	2018	614
2000/2001	8858	4254	3963	1691	1988	591

出典  
 ビクトリア州  
 Child Protection  
 and Juvenile 部門  
 統計  
 \*その図を参考に  
 中川が身体・性的  
 虐待数をまとめて  
 表示

3.注目すべき動向

(1)Victorian Risk Framework: Risk Analysis Explanatory Notes

この冊子の基本は1999年に第2版としてCCDが作成した「Victorian Risk Framework(以下VRFと省略)」である。このVRFは、児童虐待の専門家に対するビクトリア州における判断とアプローチの手引書とされている。添付資料を含め67ページから成るそのガイドラインの方針をCCDによって実質的にまとめたのが、「Risk Analysis Explanatory Notes」である。この児童虐待リスク分析説明ノートである。

VRFは、危険を危害の程度と、発生する確信的な危害の(あるいは提供されうる保護の)可能性との関係として定義している。子ども要保護プロセスのすべての段階で、専門職ワーカーは、子どもか若い人の安全性と福祉に関する情報を集める。危害の程度または見込みを決定するために、専門職ワーカーは、以下の次元の重要点から収集した情報を分析することを要求される。

VRFに基づくRisk Analysis Explanatory Notesでは、4つの次元と、その次元に対応する合計8つの危険分析項目を明確にしている。本稿ではこれらを、ノートに記述されている箇条書き形式で明記しておく。

**次元 1** 子どもか青少年への危害の重篤さ

危険分析項目 1 子どもか青少年にとって危害を受けた結果は何ですか。

**次元 2** 危害を受けている子どもまたは青少年の脆弱さ

危険分析項目 2 子どもか青少年の特性

以下の例を含んでいます:

幼児:よく寝ない赤ん坊;障害のある子ども、行動上の障害;

青年:物質乱用;性に背くこと;自殺、

危険分析項目 3 危害の機会

例としては、以前に/最近に子どもを傷つけたと疑わしい人の容易なアクセス;不適當な監督

**次元 3** 子どもか青少年への危害を受ける可能性

危険分析項目 4 危害のパターンおよび歴史

重篤さおよびパターン(つまり、害は拡大していますか/一定/縮小)を含む子どもか青少年が受けたすべての重要な危害の詳細な歴史。加えて要保護業務や任意の法廷関与等のいかなる事前の通知に関する情報を含んでいる

#### 危険分析項目 5: 信念と関係

愛着を考慮してください; 関係の質; 傷つけるべき子どもか青少年、および親としての自己の姿勢やネットワークの状態。例として、子どもには価値はない、非現実的な期待、継続した批判精神、子どもより自分の事に関心が向く親は、傷や状況、予後、治療やケアに対する関心をほとんど示さない、非難する関係、個人の安全性あるいは低い自尊心、危険な同年齢集団活動

#### 危険分析項目 6: 保護しケアするキャパシティー 親か青少年の特性

薬&アルコール依存経験/精神病/暴力歴/知的能力/当事者の幼年期を含めた生活歴、乱用歴

#### 危険分析項目 7: 保護かケアするべきキャパシティー 孤立か支持

利用可能な支援やサービスの程度を考慮すること、協力者またはサービスとのアポイントを取っているか; 家族、コミュニティの特性

#### 次元 4 子どもか青少年の安全性

#### 危険分析項目 8 安全に寄与する強さと保護

強さとは、関係、コミュニケーションスキルおよび人格における肯定的な属性。

保護とは、現在までの危害から子どもか青少年を守るように実証されたアクションの経緯

#### (2)ハイリスク研究と予防的家族支援のためのプログラム

ビクトリア州では、High Risk Infants (HRI) プロジェクトと称して、児童養護サービスが、ハイリスクな状態に置かれた乳幼児への研究と対応の蓄積を積み上げている。具体的には以下の内容の研究が含まれている。この報告書類は、ビクトリア州福祉サービス部門(DHS)によって委任されて、法令による子ども保護サービスに通知されているハイリスクの幼児に関する文献の調査および注釈である。ここで詳述された事項は、危険要因やサービスと介入モデルの範囲、およびハイリスクの幼児ターゲット・グループに関するより良いサービス調整を行うモデルを含んでいる。

関連する出版物として例示していた文献は、\*1 “ High Risk Infants Parenting Assessment & Skill Development Research Project: Phase One – Research and Analysis”(ハイリスクにある乳幼児親業アセスメント&スキル開発研究プロジェクト:第一段階-「調査研究と分析」) である。\*1 の研究および分析プロジェクトの重要な目的は、ハイリスクの幼児の親に対し親業のキャパシティーを評価し、スキル開発、教育および支援を供給するための現在のアプローチ、フレームワークそしてツールを明らかにし、鑑識眼を持ってそれらを分析することである。著者自身、本文献の一部を翻訳し(6)、また本文献成果を要約し、親業を支援する現行のプログラムについて検討を加えた(7)。

\*2 “ High Risk Infants Service Quality Initiatives Project: Development and Early Implementation Report July 1997 to June 1999” (ハイリスク乳幼児サービス質的開始プロジェクト:開発と早期に実施した報告書 1997年7月から1999年6月) \*2 のプロジェクトは初めからの段階を調べ、ハイリスクの幼児と家族に対する子ども保護サービスの対応を改善し増強するニーズを明らかにしている。プロジェクト初期の結果および学習では、子ども保護サービスが了知している乳幼児の結果は肯定的である。

#### (3)虐待防止に関連する諸団体

National Child Protection Clearinghouse(児童虐待防止情報センター)のホームページサイトで “Australian Organisations Concerned with Child Abuse Prevention(児童虐待防止関係団体)”として、全国規模の団体と各州別に関与する団体が掲載されている。団体名、住所、連絡先の電話・Fax 番号、Eメールアドレス、ホームページ開設している所は、インターネットアドレス、そして団体の目的や活動内容等が明記されている、虐待防止関係団体に関する横断的な情報である。

簡単な内訳であるが、National(全国) 9組織、ATC(首都特別地域) 3組織、NSW(ニューサウスウェールズ)州 10、北部準州 2、QUE(クイーンランズ)州 9、SA(南オーストラリア)州 6、VIC(ビクトリア)州

20、WA(西オーストラリア)州 5 であった。

ビクトリア州の 20 団体(資料 1 参照)は、他州に比べ多くと思う。その中には CCD 内の Child Protection and Juvenile Justice の公的機関をはじめ、虐待に関する様々な相談機関、子どもの人権に主眼を置いた団体、親教育をはじめ家族支援サービス機関等予防的な役割を果たす団体、民族性を考慮した団体等幅広い関連団体の存在している。

#### D. 考察

オーストラリアの虐待対策では、州や準州により政策及び対応が異なっているが、その共通した動向やビクトリア州の取り組みから、次の 2 点を今後の日本の児童虐待防止対策として検討するポイントとして再確認したい。

##### 1. 予防的家族支援方法の検討

ビクトリア州の虐待対応システムの基本サービスの第一サービスにも、問題が生じる前に、家族支援や親教育を実施する事を取り上げていた。こうした方針の背景には、児童保護専門家の報告書や提言から、親が親の責任に対処していない状況に関係していることを認識した指摘をしているからである。ハイリスク児研究においても、親に注目し、親に対する現行のプログラムやアプローチの効果を検討している。加えてビクトリア州では、“strengthen family”を CCD の方針としている。それは Family & Community Support(家族と地域支援)部門で策定される一連の乳幼児サービスから始まる児童・家族問題に対する予防や介入プログラム開発に関連した内容にも反映され、個人・家族を支援し、家族再統合を意識した援助へと結びつくと考える。

##### 2. 専門職と研究者によるリスクアセスメントの導入活用

ビクトリア州では 1999 年に第 2 版で作成した VRF(Victoria Risk Framework)を基に児童養護専門職が通告以降関与した児童の危険度を分析するために、リスクアセスメントを導入している。ワーカーがハイリスクの状況下にある子どもを識別し、どのサービスが当該児童と家族に必要なかを決め、決定の根拠を書類・データ化、対応に一貫性を提供する。そのような構造化したリスクアセスメントツールの導入が、児童養護専門職に求められている。この点は日本でも虐待分析のアセスメント・ガイドラインが研究、導入されている現状で、そのアセスメントツールの妥当性等、オーストラリアの動向も参照し検討していいのではないかと考える。

#### E. おわりに

児童虐待防止システムと、家族、一般的なコミュニティー、地域にある相談機関、子どもに関わる仕事をする専門家、警察および政府のそれぞれのパートが、子どもの安全と健全な状態を保証する上で重要な役割を果たすことを忘れてはいけない。

著者自身ビクトリア州内にある虐待防止関連団体の機能的な役割分担の在り方やネットワークの形成過程等も今後さらに学びたい点である。

#### 文献

- (1)内山元夫 「オーストラリアの児童福祉施設における児童養護担当者の意識について」  
中京短期大学論叢 15 巻 1 号 p191-200 1984 年
- (2)福田垂穂 「オーストラリアの児童福祉事情 オーストラリアの社会保障制度と児童福祉サービス (その 1) 」『子どもと家庭』27 巻 10 号 p6-11 1991 年
- (3)大角義之 「オーストラリアの児童福祉事情 児童・家族への治療サービス 」『子どもと家庭』27 巻 10 号 p12-17 1991 年
- (4)福田垂穂 「オーストラリアの社会保障制度と児童福祉サービス (その 2) 」『子ども

と家庭』27巻12号 p9-14 1991年

- (5)概要:保育所の開設を希望する者は、州政府に免許の申請を行い、ハード面(施設的环境や衛生、安全活動計画、サービス運営管理、スタッフの数や資格)、ソフト面(保育に関する行動指針等)の規準をクリアしていると、まず1年半の補助金が保障される。その後、政府機関である全国保育認定委員会(National Accreditation Council)の調査と評価を受け、「優」又は「良」の評価を受ければ、2年半の認定及び補助金が、交付される。外部評価に先立ちLDCは保護者の参加を得て自己評価を行わなければならない。
- (6)中川千恵美「Parentingのオーストラリア・ビクトリア州の動向に関する調査文献翻訳」  
平成12年度科学研究成果報告書 2001
- (7)中川千恵美「子育て支援における親支援について—オーストラリアの親支援をめぐる動向について—大阪薫英女子短期大学研究紀要 第36号 p61-69 2001
- (8)オーストラリア大使館ホームページ:<http://www.australia.or.jp/gaiyou/>
- (9)志田民吉「児童福祉」p301-320 小松隆二・塩野谷祐一『先進国の社会保障 2 ニュージーランド オーストラリア』1999 東京大学出版会
- (10)平成13年度 諸外国の児童育成環境対策に関する現状調査事業「海外調査報告書 II オセアニア班」平成14年3月 財団法人子ども未来財団
- (11)CHILD WELFARE SERIES NUMBER 29 “Child protection Australia 2000-01”, Australian Institute of Health and Welfare 2002
- (12)ビクトリア州 Department of Human Service 内 Community Care Division のホームページアドレスは、2002年3月現在  
<http://hnb.dhs.vic.gov.au/commcare/yafsinte.nsf/Frameset/Community+Care?OpenDocument>

資料1:National Child Protection Clearinghouse(児童虐待防止情報センター)

“Australian Organisations Concerned with Child Abuse Prevention(児童虐待防止関係団体)”  
(<http://www.aifs.org.au/nch/netw.html#nat>)

<Victoria州の児童虐待防止に関連する団体一覧>

\*ホームページアドレスが明記してあるものは、それを掲載、E-メールのみの場合は、メールアドレスを記載

1. Anglicare: <http://www.anglicarevic.org.au/>
2. Australians Against Child Abuse <http://www.aaca.netlink.com.au/>
3. Australian Children's Contact Services (ACCS)  
<http://www.ozemail.com.au/~anzaccs/about.html>
4. Broadmeadows Family Services
5. Canterbury Family Centre
6. Chapters: Child Abuse and Protection Teaching and Resource Service
7. Child Protection and Juvenile Justice Branch  
<http://hnb.dhs.vic.gov.au/commcare/yafsinte.nsf/frameset/Community+Care?OpenDocument>
8. Children's Protection Society
9. Children's Welfare Association of Victoria :<http://www.cwav.asn.au/newsite/index.htm>
10. Domestic Violence and Incest Resource Centre (DVIRC) : <http://www.dvirc.org.au/>
11. ECPAT - Child Wise Australia (Ending Child Prostitution, Pornography and Trafficking)  
<http://www.ecpat.org/>
12. Gatehouse Centre for the Assessment and Treatment of Child Abuse  
[http://rye.harvestroad.com.au/wppuser/copas\\_gcatca/about/](http://rye.harvestroad.com.au/wppuser/copas_gcatca/about/)
13. Jewish Community Services <http://www.jccv.org.au/>

14. Kildonan Child and Family Services <http://www.auscharity.org/kildonan.htm>
15. Mallee Sexual Assault Unit and Domestic Violence Service <http://www.msau-mdvs.org.au/>
16. NAPCAN VIC : 全国連邦組織 <http://www.napcan.org.au/> .
17. Oz Child: Children Australia <http://www.ozchild.com.au/>
18. Protective Behaviours Victoria  
Email: [broadway@cps.org.au](mailto:broadway@cps.org.au)
19. Saved the Children Australia: 国連子どもの権利に関する協議会の関連組織  
<http://www.savethechildren.org.au/>
20. Victorian Community Council Against Violence  
<http://www.justice.vic.gov.au/councilagainstviolence>